

SOS ニュース

交通事故シリーズ【4】

※ 損害賠償額の算定はこうする

■ 損害賠償の範囲・過失割合

不法行為責任の追及や運行供用者責任の追及によって、損害賠償を請求することができるといっても、現実に請求できるのはどの範囲の賠償が問題になります。交通事故の場合でも常に加害者に100%の責任があるとは限りません。被害者の側にも何らかの落ち度が認められることが通常です。このような場合には、正確な損害の算定のために、その事故に対する加害者と被害者の責任の割合を判断する必要があります。この責任の割合を「過失割合」といいます。加害者が一方的に悪ければ、損害の全額を加害者が負担することになりますが、被害者にも5割の過失があったという場合には、被害者は総損害額の5割しか請求できなくなります。

どのような場合にどれだけの過失割合とするかは、これまでの判例の集積があり、一応の目安となっています。

■ 損害賠償の対象（傷害による場合）

傷害による損害賠償の対象は、治療によって傷害が回復する場合と（狭義の傷害）、治療によって回復することができない場合（後遺傷害をともなう障害）の場合とで異なります。

治療によって回復する場合には、①治療費②付添人の費用③雑貨・通院交通費④休業損害⑤入院治療に対する慰謝料が対象となり、後遺傷害をともなう場合にはこれに、⑥後遺障害に対する慰謝料と⑦後遺障害に対する逸失利益が加わります。逸失利益とは後遺障害を受けなかったならば将来得られたであろう利益をいい、後遺障害によって将来減少するであろう収入の部分を賠償させるものです。

■ 損害賠償の対象（死亡の場合）

死亡事故の場合には、その損害賠償の対象は、生存していたならば得られたであろう逸失利益と、死亡による精神的損害の賠償である慰謝料が大部分を占めます。逸失利益の計算に際しては、死亡した人が生前にどれだけの収入があったかを証明する必ことが要になります。収入額の証明については、サラリーマンであれば、源泉徴収票や賃金台帳で証明できます。

ただし、退職金については、その企業で退職金規定が制度化されていない限り請求は認められません。

これに対して失業中の人の場合には、勤労意欲のある失業者については、失業前の会社の収入を基準として逸失利益の算定を認めた判例があります。しかし勤労意欲の見られない人については、判例は逸失利益を否定しています

(自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律[㊦]事典より)